

- 容器包装に入れられたものが対象です。
- レストラン等で飲食させる場合（飲食店で提供する状態のものを自宅へ届ける出前を含む）には、表示義務はありません。
- 食品関連事業者の表示は、製造者、加工者、販売者、輸入者のうち、表示内容に責任を持つ者（表示責任者）の氏名（名称）と住所を、「製造者」、「加工者」、「輸入者」、「販売者」のいずれかの事項名で表示しますが、表示責任者が「販売者」の場合、販売者の氏名（名称）・住所に近接して、製造所（加工所）の所在地と製造者（加工者）の氏名（名称）を表示する必要があります。（→P13）
- 表示に用いる文字は、日本産業規格 Z8305（1962）に規定する 8 ポイント（表示可能面積がおおむね 150 cm² 以下のものは 5.5 ポイント）の活字以上の大きさの文字を使用します。
- 一部の表示事項を省略することができます。

◆食品を製造（加工）した場所で販売する場合

（スーパーマーケットの店内でそうざいや刺身盛り合わせ等を製造し、当該店内で販売するもの）

表示事項：名称、保存方法、消費（賞味）期限、添加物、アレルギー、製造所（加工所）の所在地・製造者（加工者）の氏名（名称）、L-フェニルアラニン化合物を含む旨、遺伝子組換え食品に関する事項

◆容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm² 以下のもの

表示事項：名称、保存方法、消費（賞味）期限、アレルギー、L-フェニルアラニン化合物を含む旨、食品関連事業者の氏名（名称）・住所

表示事項・表示方法が定められている食品（食品表示基準別表について）

食品表示基準には、全ての加工食品に共通した表示事項のほか、別表により、**食品ごとの表示事項や表示方法**が定められています。

各食品の表示事項等について不明な場合は、食品表示に関する相談窓口（→P26）へお問い合わせください。

【令和8年4月1日時点（◆あり（一部改正を含む）、—なし、×廃止）】経過措置期間R12.3.31
＜一部改正の例＞別表第4 果実飲料の原材料名規定廃止（名称のみあり）

分類	食品	別表第3	別表第4	別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
		定義	横断的義務表示	名称規制	個別義務表示	様式、表示方法	表示禁止事項
農産加工食品	農産物缶詰及び農産物瓶詰	◆	◆	—	◆	◆	×
	トマト加工品	◆	◆	◆	◆	◆	×
	乾しいたけ	◆	◆	◆	—	—	◆
	農産物漬物	◆	◆	—	—	—	×
	野菜冷凍食品	◆	—	—	—	—	—
	ジャム類	◆	◆	—	◆	×	◆
	乾めん類	◆	◆	—	◆	◆	◆
	即席めん	×	×	—	×	—	×
	即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のもの）	—	—	—	×	—	—
	マカロニ類	◆	◆	◆	×	×	×
	パン類	◆	◆	—	—	—	—
	凍り豆腐	◆	◆	—	×	×	×
	無菌充填豆腐	—	—	—	×	—	—
畜産加工食品	ハム類	◆	◆	◆	—	—	×
	プレスハム	◆	◆	◆	×	×	×
	混合プレスハム	×	×	×	×	×	×
	ソーセージ	◆	◆	◆	×	×	×
	混合ソーセージ	◆	◆	◆	×	×	×
	ベーコン類	◆	◆	◆	—	—	×
	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	◆	◆	—	◆	◆	×
	食肉（鳥獣の生肉）	—	—	—	◆	—	—
	食肉製品	—	—	—	◆	—	—
	チルドハンバーグステーキ	×	×	×	×	×	×
	チルドミートボール	×	×	×	×	×	×